

平成 21 年 9 月 25 日
兵庫県タクシー協会

神戸・阪神間地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

神戸・阪神間地区においては、平成 21 年 1 月 21 日からタクシー運賃の改定を実施（改定率 10.87%）いたしました。これによる平成 21 年 2 月から 7 月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

- 1 運賃を改定した事業者数
105 社

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

- 2 平均増収率
-1.51%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後 6 ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの 6 ヶ月間をいう。

（算式）改定後 6 ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）× 100 - 100

- 3 一般運転者に係る運転者 1 人平均賃金上昇率
-5.6%

改定前 1 人平均給与月額 （平成 20 年 2 月～7 月）	改定後 1 人平均給与月額 （平成 21 年 2 月～7 月）
229,438 円	216,554 円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

- 4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者 1 人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
8 社	7 社	1 社	10 社	18 社	10 社	51 社	105 社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 平成 21 年 2～7 月の運転者 1 人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者 1 人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
11社	4社	2社	9社	12社	9社	8社	2社

95%以上 96%未満	95%未満	計
4社	44社	105社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\frac{\text{全運転者に係る平成21年2～7月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}}{\frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減・・・詳細は別記1のとおり

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 1社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 3社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 6社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 4社
- ・一切変更のない事業者数 28社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記2のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 6社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 8社

(3) その他

- ・労働時間の短縮
- ・車両管理費の廃止
- ・時間外手当の支給
- ・休日手当の創設
- ・タクシメーターを全車新型に変更
- ・全車両に防犯カメラの設置
- ・賃金率のUP
- ・新車の導入
- ・制服の支給回数増
- ・賞与の増額

別記

1 労働者負担の軽減

(1) 廃止された労働者負担

・チケット手数料の廃止	4社
・AT、ナビゲーション使用料の廃止	1社
・無線使用料の廃止	4社
・ECT 機器の個人負担分の廃止	1社

(2) 軽減された労働者負担

①クレジット手数料の軽減	10%	1社
	5%	1社
	3%	4社
②装備費	200円を100円に軽減	1社
	400円を200円に軽減	1社

③乗務員の制服支給を無料に変更

2 手当類の創設・拡充

(1) 新設された手当類

・無事故手当	3社
・休日手当	2社
・12当務以上に2,000円相当の商品支給	1社

(2) 拡充された手当類

①メーター検査手当

・金額の増額	2社
・適用範囲の拡大	2社

②賞与

・金額の増額	2社
・適用範囲の拡大	2社

③賃率UP

2社